

重要事項説明書

事業所の概要やサービス内容、また契約上ご注意頂きたいことを次のとおり説明させていただきます。

事業者の概要

(1) 名称等

名称	牧之原市社協ケアプランセンター
所在地	〒421-0422 静岡県牧之原市静波479番地2
電話番号	0548-22-6520
法人種別及び名称	社会福祉法人 牧之原市社会福祉協議会
代表者職	会 長
代表者氏名	杉本 正
管理者氏名	増田 恵理子
介護保険事業所番号	2275500078
指定年月日	平成17年10月11日
交通の便	静鉄バス 静波2丁目バス停より徒歩3分
サービスを提供する 通常の実施地域	牧之原市内

(2) 職員の概要

職 種	職員数	勤務形態	備 考
主任介護支援専門員	1人	常 勤	管理者兼務
介護支援専門員	3人	常勤 専従 2人 非常勤 専従 1人	

(3) 営業日及び営業時間

営 業 日	月～金曜日
営 業 時 間	(但し、祝祭日、12月29日～1月3日 までを除く) 午前8時15分 ～ 午後5時
営業日外及び営業時間外も転送電話にて24時間の連絡体制をとっています。 必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しています。	

(4) 第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ (無)	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の 名称		評価結果の開示状況	

2 居宅介護支援の概要

(1) 居宅介護支援の内容

項 目	内 容 、 方 法 等
要介護認定等の申請代行	被保険者から要介護認定等の申請の代行を依頼された場合等においては、申請代行し、役所へ提出します。
居宅サービス計画の作成	担当介護支援専門員が利用者宅を訪問し、利用者の希望や、心身の状態等を考慮して、介護サービス計画をご要望に応じ作成します。
居宅サービス計画作成後の管理 (居宅サービス計画の変更等)	健康状態やサービス利用状況を確認するため、月一回以上利用者宅を訪問し、変更等の場合、随時対応します。
サービス事業者等との連絡調整	計画に沿ってサービスを利用できるように、各々の事業者と連絡調整します。
介護保険施設への紹介	利用者の希望あるいは在宅療養生活が困難となった場合、主治医の意見等を参考にする等して、介護保険施設への紹介を行います。
サービス担当者会議の開催	要介護認定や要介護認定の更新があった場合に置いてサービス担当者会議に対する照会等により居宅サービス計画の内容について、担当者から意見を求めます。

※利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事や、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。

※事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

※居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所等変更があった場合は速やかに事業所にお知らせ下さい。

※病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

3 利用料金 令和6年4月1日改定

- (1) サービス計画費（ケアプラン料） 介護保険制度（保険者）から全額給付されますので、ご利用者の自己負担はありません。ただし、ご利用者の方が介護保険料を滞納されており、保険者からのサービス費の給付が直接事業者にはされない場合は、1か月ごと下記料金表のとおりお支払い頂きます。滞納分を納付した場合は、保険者から全額払い戻しを受ける事が出来ます。事業者から発生したサービス提供証明書を保険者に提出し、手続きをしてください。

	要介護度	利用料
居宅介護支援費	要介護1・2	10,860円
	要介護3・4・5	14,110円

*** 特定事業所加算（Ⅲ）・・・3,230円**

常勤の主任介護支援専門員を1名以上、常勤の介護支援専門員2名以上配置し、法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制を整備しています。会議や研修を定期的に行い、24時間の連絡体制を確保し、運営基準減算、特定事業所集中減算の適用が行われていない事業所です。地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供します。

*** 初回加算・・・3,000円**

適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回または2段階以上要介護状態区分の変更があった場合に算定します。

*** 入院時情報連携加算・・・（Ⅰ）2,500円 （Ⅱ）2,000円**

（Ⅰ）入院した日のうちに情報提供

（Ⅱ）入院後3日以内に情報提供

病院または診療所に入院する利用者につき、当該病院または診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合に算定します。

*** 退院・退所加算**

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回	×	900単位

退院または退所にあたって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要情報を求めること、その他の連携を行った場合に算定します。

（入院等期間中に3回まで算定可能）

*** 通院時情報連携加算・・・500円**

利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や、生活環境等必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合に算定されます。

*** 申請代行等にかかった経費を請求する場合があります。**

4 交通費について

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し下記の交通料をいただきます。

- ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道概ね10キロメートル未満 500円
- ② 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道概ね10キロメートル以上 500円
+ 1km 増す毎に100円

5 サービスの利用（契約）終了について

契約の有効期間は、契約の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとなっております。なお、上記満了日の30日前までに契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新され、以後も同様となります。また、契約期間中であっても以下のような場合は契約終了の申し出がない場合は契約が終了となります。

- ◆ ご契約者から、解約または契約解除の申し出があった場合
- ◆ 要介護認定に置いて「自立」または「要支援1、2」と判定された場合
- ◆ 介護保険施設等に入所された場合
- ◆ ご契約者が死亡された場合
- ◆ 事業所から契約解除を申し出た場合
- ◆ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ◆ 事業所が解散又は倒産等により、やむを得ない事由により閉鎖した場合

6 緊急時における対応方法

訪問中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

7 大規模災害対応について

天候不順及び大規模災害により、注意情報・予知情報・警戒宣言が夜間・当日に発令された場合、事前の連絡をすることなく営業を中止することがあります。

8 居宅介護支援に対する苦情

事業所の居宅介護支援及び事業所が作成した介護サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービス内容に関すること、介護支援専門員に関すること、利用料金に関することなど、お気軽にご相談ください。

(1) 苦情の受付

- ① 相談受付窓口（担当者） 増田 恵理子
- ② 受付 営業時間 午前8時15分～午後5時
- ③ 電話番号 0548-22-6520

(2) 行政機関その他苦情受付機関

事業所以外にその他の相談、苦情窓口で苦情を伝えることができます。

- ・ 牧之原市 健康推進部 長寿介護課
電話番号 0548-23-0076
- ・ 静岡県国民健康保険団体連合会
電話番号 054-253-5590

9 静岡県在宅医療・介護連携情報システム（シズケア＊かけはし）について

必要な場合静岡県在宅医療・介護連携システムにおいて個人情報等を共有し在宅医療に活用します。

10 利用者等の情報の取得と提供について

提供するために、必要に応じて利用者やその家族の状況を把握し、下記のように活用いたします。

（１）取得する情報の範囲

- ① 要介護認定に係る調査内容
- ② 介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書
- ③ 医療情報提供書
- ④ 利用者基本情報
- ⑤ 支援、対応経過やアセスメントシート等

（２）情報を提供する者の範囲

サービス担当者会議、事業者及び医療機関等との連絡調整及び、事例検討等において提供します。

- ① 居宅サービス事業者
- ② 介護保険施設
- ③ 主治医、歯科医師、薬剤師、医療機関等
- ④ 市や民間の介護サービス等を利用する場合のケア会議及びサービス提供事業者等
- ⑤ その他、家族と協議の上

11 高齢者虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次にあげるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者	増田 恵理子
-------------	--------

（２）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っていきます。

（３）虐待防止のための指針の整備をしていきます。

（４）従業者に対して、虐待を防止するため年１回以上研修を実施していきます。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、これを市町村に通報します。

12 感染症対策等について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次にあげる措置を講じます。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６ヶ月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底していきます。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していきます。

（３）従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年１回以上実施します。

13 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 ハラスメント防止について

事業所は、従業者の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討します
- (3) 従業員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

15 身体的拘束等の原則禁止について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

令和 年 月 日

(事業所)

居宅介護支援の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡県牧之原市静波 479 番地 2

名称 牧之原市社協ケアプランセンター

説明者

同意欄

この重要事項説明書に基づき、居宅介護支援に関する説明を受けました。
また、個人情報の取り扱いについても説明を受け、利用することに同意致します。

(利用者)

住所 牧之原市

氏名

(本人自署の場合は押印不要)

(家族・親族・代理人)

住所 牧之原市

氏名



(本人自署の場合は押印不要)

利用者との続柄 ()